

(様式5)

長健地地第 199 号
令和4年(2022年)7月27日

社会福祉法人
長門市社会福祉協議会
会長 藤野忠次郎 様

長門市長 江原達也



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和4年8月1日から令和9年7月31日まで